租税特別措置法施行令

## 記載例:特定認定長期優良住宅で新築されたもの

## 住宅用家屋証明書

① 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (1) 新築されたもの
- (2) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (3) 新築されたもの
- (4) 建築後使用されたことのないもの

## 認定低炭素住宅

- (5)新築されたもの
- (6) 建築後使用されたことのないもの
- 2 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
  - (1) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた 家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (2)(1)以外

の規定に基づき、下記の家屋

**令和〇**年〇月〇日

新築

がこの規定に該当

2 取得

するものである旨を証明します。

申	請	者	0)	住	所	愛知県知多郡東浦町大字〇〇字〇〇〇番地の〇
						同住所
申	請	者	Ø	氏	名	東浦太郎: 持ち分 1/2
						東浦花子: 持ち分 1/2
家	屋	0)	所	在	地	愛知県知多郡東浦町大字〇〇字〇〇〇〇番地〇
						家屋番号:00番0
取得の原因 (移転登記の場合)						1 売買 2 競落

年 月 日

## 備考

- 1 { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。
- 2 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。